

豊橋市新学校給食共同調理場
(仮称) 整備等事業

入札説明書

平成 3031 年 2 月 15 日
平成 31 年 3 月 22 日 (修正)

豊橋市

受付期限日までに入札参加表明書と入札参加資格確認申請書を提出しない応募者及び参加資格がないとされた応募者は、本事業の入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格を確認し、その結果を平成 31 年 4 月 15 日（月）までに代表企業に通知する。

なお、参加資格がないとされた者は、平成 31 年 4 月 25 日（木）までにその理由について書面で説明を求めることができる。

(3) 入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、様式 3-1 を平成 3031 年 5 月 14 日（火）17 時まで、豊橋市教育委員会教育部保健給食課に持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、入札を辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取扱いはされない。

また、入札参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

3) 入札書及び提案書の受付

応募者は、次のとおり入札書及び提案書を提出すること。

〈入札書及び提案書の受付〉

受付期間	平成 31 年 5 月 14 日（火）9 時～12 時及び 13 時～17 時
受付場所	豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課 (〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地)
提出書類・提出部数	①入札書・入札価格計算書（様式 4-3・4-4） ②提案書 入札書類提出書・要求水準に関する確認書（様式 4-1・4-2）は、1 部提出 提案書（様式 5-1 から 9-14）は、次の内容とし、各々正 1 部、副 15 部提出 ・事業計画全般に関する提案書 ・施設整備業務に関する提案書 ・維持管理業務に関する提案書 ・運營業務・開業準備業務に関する提案書

項目		内容
一時 支 払 い 金 (① + ② + ③)	文部科学省学校施設 環境改善交付金 (①)	①学校給食施設の改築にかかる交付金 408,798千円
	起債による一時支払い金 (②+③)	②起債(交付金対象額分) (①×3-①)×90%
		③起債(単独分) {(起債対象となる設計・建設工事に係る費用の 合計額*)-(交付金配分基礎額:①×3)}×75%

※起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費(建築工事、電気設備工事、機械設備工事等)、調理設備設置工事に要する費用を加算した額とする。なお、基本設計費、運営備品等(食器・食缶等を含む)調達費は含まない。

(2) 割賦料

市は、選定事業者が実施する施設整備業務のサービス対価として、選定事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本に選定事業者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間15年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理・運営期間中、年4回、四半期ごとに選定事業者に支払う。~~なお、一時支払金には、施設整備業務相当額の消費税及び地方消費税を含むものとして計算する。割賦金利を除く割賦料に係る消費税及び地方消費税は、一時支払金の支払時に全額を一時支払金に加算して支払う。~~

割賦料は、平成33年9月1日～12月31日を初回として支払い、以後年4回(4月1日～6月30日、7月1日～9月30日、10月1日～12月31日、1月1日～3月31日)、平成48年7月1日～8月31日まで四半期ごと合計60回払いとする。

基準金利は、平成31年4月1日の利率を用いて割賦料を提案することとするが、事業期間における実際の支払い額は、本施設の引き渡し予定日の2金融機関営業日前の基準金利を適用し算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート17143ページに表示されている6か月LIBORベース15年物(円-円)金利スワップレート(基準日15時)とする。基準金利がマイナスとなる場合は「0%」と読み替える物とする。

市は施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

(3) 委託料

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、委託料として維持管理・運営機関期間にわたり年4回選定事業者に開始年度終了年度に支払う。なお、委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

委託料の支払い期間は15年とし、平成33年9月1日～12月31日を初回として支払い、以後年4回（4月1日～6月30日、7月1日～9月30日、10月1日～12月31日、1月1日～3月31日）、平成48年7月1日～8月31日まで四半期ごと60回払いとする。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定しており、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、選定事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

固定料金は、各四半期において、選定事業者が提案する一定の額を支払い、変動料金は、各四半期において提供した給食数の合計に、選定事業者が提案する食単価を乗じた額を支払うものである。

開業準備費相当分に関しては固定料金とし、初回の支払いに加算して選定事業者を支払うものとする。

2) 提供食数

(1) 提供食数

本施設における最大提供食数は、概ね12,000食/日とする。

市は、選定事業者に対し、児童・生徒の転出入、教職員用給食、学校行事開催等を踏まえ、給食を提供する日の該当する月の前月25日までに提供日に提供する予定の給食数（以下「予定給食数」という。）の指示を行う。また、予定給食数に変更がある場合には、原則として提供日の2稼働日前の午前11時（ただし、突発的な変更については、「要求水準書 第5/2 食数調整業務」に規定するとおり）までに、市から選定事業者に出す当該提供日の給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行うものとする。

なお、本施設における1日当たりの想定提供食数は要求水準書に記載のとおりである。

(2) 提供食数と変動料金の算定方法